

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構  
評価調査者研修実施要領

(目的)

第1条 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）を実施するにあたり、その所属する評価調査者が一定の知識、技術を持って評価を行うための研修に関する内容を定めることにより、評価の信頼性及び客観性を確保することを目的とする。

(研修の種類)

第2条 評価調査者研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）とする。

(養成研修)

第3条 養成研修は、次の要件をすべて満たしている者を対象とする。

- (1) 福祉サービス第三者評価機関認証要領2 (1) イ (ア) に定める者
- (2) 現に評価機関に属している者又は評価機関に属する予定の者

2 養成研修は、別紙1のカリキュラムに基づいて実施する。

(継続研修)

第4条 継続研修は、養成研修修了者に対して定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修は、別紙2のカリキュラムに基づいて実施する。

(研修受講手続)

第5条 養成研修の受講を希望する者は、所属する又は所属を予定している評価機関を通じて養成研修受講申込書（様式1）に受講資格を証する書類（様式2）を添えて、推進機構に対し受講申込みを行う。

2 継続研修の受講を希望する者は、所属する評価機関を通じて継続研修受講申込書（様式3）により推進機構に対して申込みを行う。

3 推進機構は、申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を評価機関に通知する。

(研修の実施)

第6条 評価調査者研修の実施にあたり、その講師は原則として社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

2 受講者は、研修に係る実費を負担する。

(研修の修了)

第7条 受講者は、一回の研修で定められたカリキュラムすべてを履修して研修を修了す

る。

- 2 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。
- 3 養成研修については、研修修了後に基準等部会において判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

(評価調査者証の交付)

第8条 評価調査者養成研修を修了した者には、評価調査者養成研修修了者証を交付する。

- 2 評価調査者継続研修を修了した者には、評価調査者継続研修修了者証を交付する。

(資格の喪失)

第9条 養成研修修了者が、3年以上評価業務に従事しない場合は、養成研修修了者としての資格を失う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 本要領は平成17年7月4日から施行する。

附則

- 1 本要領は平成18年7月4日から施行する。